

令和5年11月15日

保護者の皆様

玉野市立荘内小学校
校長 小原小百合

放課後の学校への居残りについて

時下、保護者の皆様には、本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、標記のことにつきまして、これまで5校時で下校する児童のうち、6校時まで授業をしている兄弟がある児童が、その兄弟を3線校舎児童昇降口（靴箱）横のギャラリーにて待つことがありました。

しかし、下記のような安全上、生徒指導上の理由から、「**各学年の下校時刻以降は校舎内に残らず下校する**」という原則に従うようにします。

○学校は教育活動終了後の児童の活動を管理することができず、児童の安全を担保することができません。

→不審者等の侵入、火事や地震など、緊急の事態が生じた際、在校中の児童の把握ができず、児童の安全確保に全く対応することができません。

○兄弟間の連絡の不備により、下の学年の児童だけが取り残されてしまう件が生じるがありました。

○付近で、物がなくなったり破損したりするなど、生徒指導上の指導案件が起きた場合などに、「いつ」「誰がいたのか」「そこで何をしていたのか」等が把握できず、適切な解決に繋がりにくい事態が生じる可能性があります。

上記のような安全上、生徒指導上の理由から、これまでも下校後に忘れ物等を取りに来る際には、必ず職員室に断って、教職員と一緒に教室に行くという手続きをとっております。また、下校時の安全確保につきましては、下校時刻をお知らせしたり、学年で下校時刻を合わせ同じ方面の人と複数で下校できるようにしたりしております。下校後に安心して過ごせる場所として、放課後児童クラブ（はとクラブ）を利用されているご家庭も多くあります。

つきましては、**約2週間の移行期間を経て、12月1日(金)より、各学年の下校時刻後は学校に残らず、下校するよう声掛けをまいります**

これまでに放課後に残って兄弟を待っていたご家庭につきましては、この移行期間を用いて、「同学年と集団で帰る練習」「鍵の管理方法の確認や解錠の練習」などのご準備をお願いいたします。

ご理解の程、よろしくお申し上げます。